

Title	偽装養取に見られる社会変動：古代メソポタミア・ヌジ遺跡出土文書による
Sub Title	Social change reflected in the source of false adoption contracts at Nuzi
Author	牧野, 久実(Makino, Kumi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.60, No.1 (1991. 4) ,p.91- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

偽装養取に見られる社会変動

——古代メソポタミア・ヌジ遺跡出土文書による——

牧野久実

目次

はじめに

1 資料の性格

- (1) ヌジとヌジ文書について
- (2) 偽装養取契約とその解釈

2 資料の分析

- (1) 方法

土地契約としての偽装養取

労働契約としての偽装養取

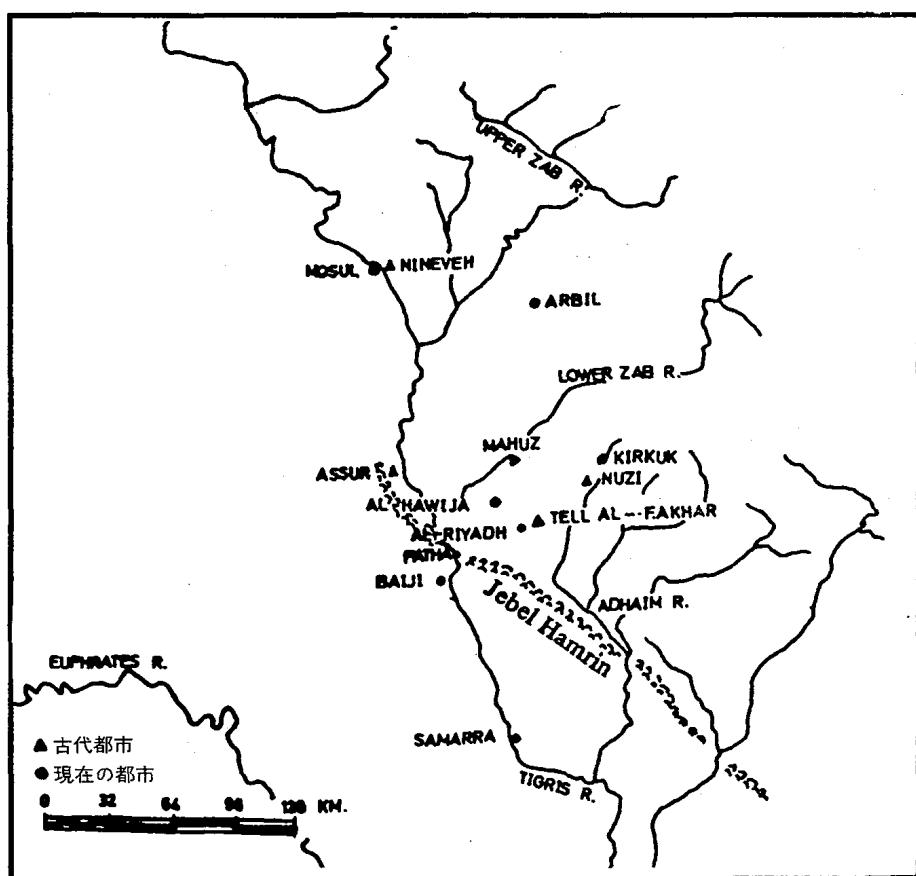
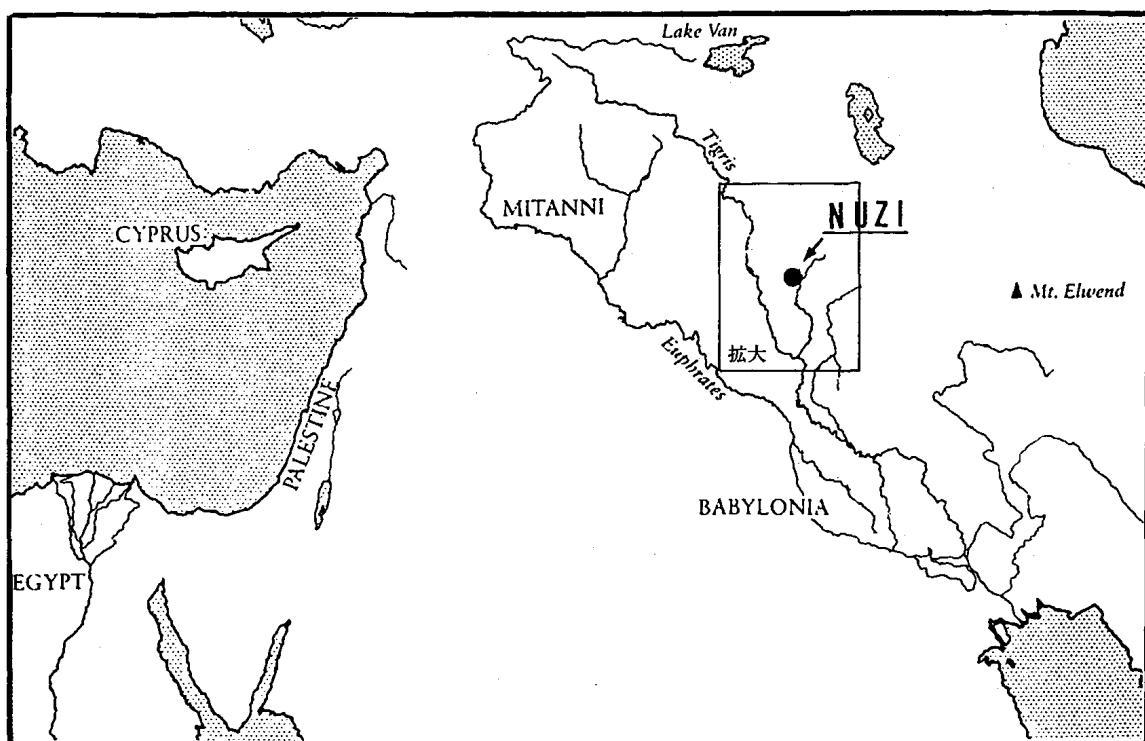
3 結論——偽装養取に見られる社会変動

- (1) 社会組織の変化

社会変動の背景

イラク北部の古代都市ヌジ(図1)では、ある時期に特殊な養取契約が多数行われた。それは、一部の者達が、時には数百にも及ぶ多数の養父を持ち、彼等を扶養する代償として養父の土地を継承する契約である。これらの養取契約の特徴は、土地と労働力の取得を主目的としている点であり、このために偽装養取契約と呼ばれる。このような契約は、ヌジの社会組織やその変化と密接に結びついていると考えられるが、これまでに行われた文献史学的研究や社会学的研究においては、分析対象が特定の契約やそこで使用される用語に限定されていたことや、研究における視点が静的であつたために、社会変動

図1 ヌジ遺跡の位置



に関する研究としては必ずしも充分なものではなかつた（1章2節）。

本稿においては、社会変動を偽装養取契約による社会組織の新しい秩序の形成過程としてとらえた研究を行なう。偽装養取は、労働、土地の保有形態に深く関わるものと考えられる。従つて偽装養取契約と他の労働、土地に関する諸契約の共存関係と変遷を調べることによつて、偽装養取が社会にもたらした影響を考え、さらに、このような社会変動の背景を、ヌジとこれを取り巻く社会的、自然的環境との関係に基づいて検討する。その際、他の考古資料からの成果も可能な限り取りいれることにする。

1 資料の性質

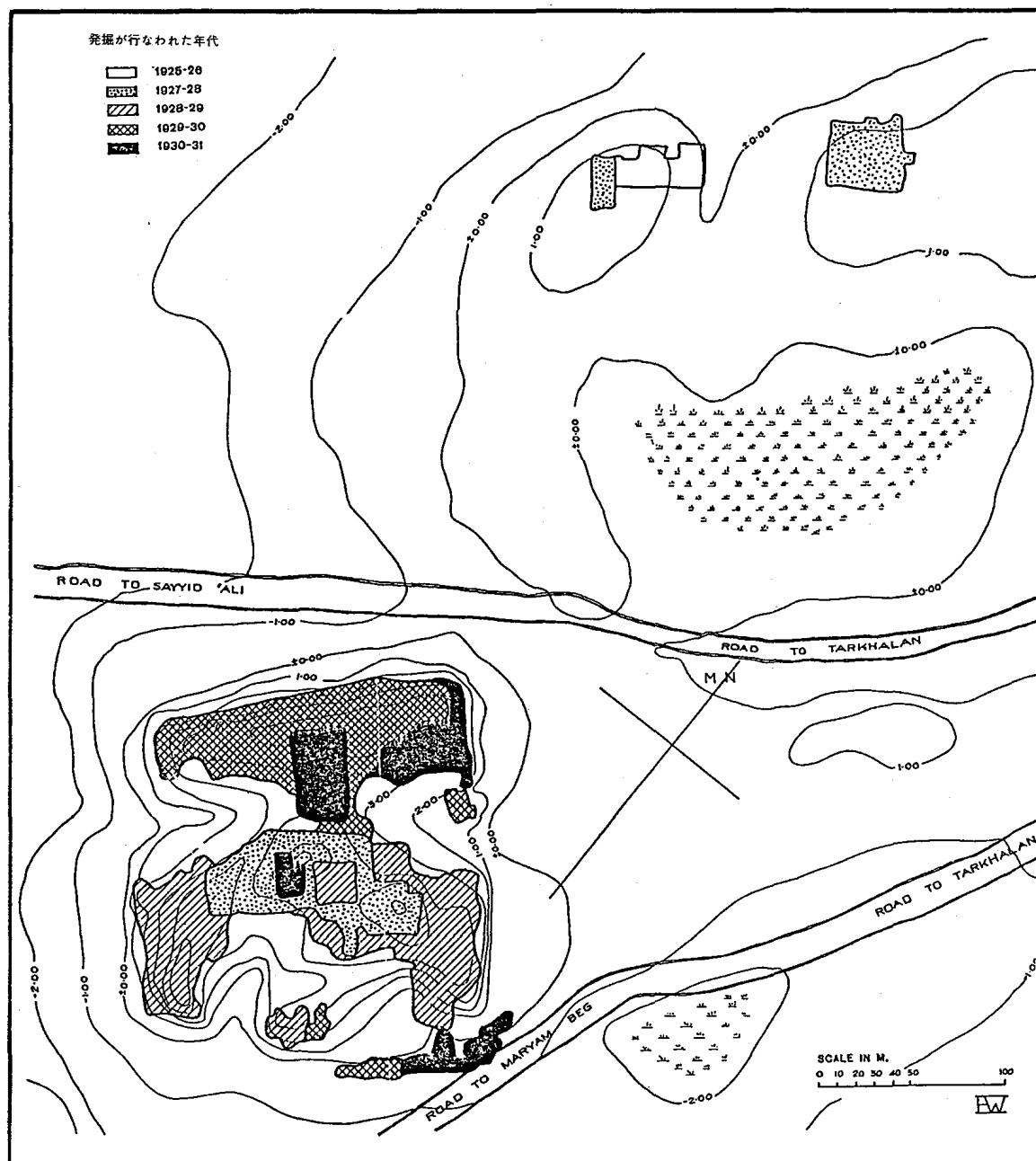
(1) ヌジとヌジ文書について

ヌジは、イラク北東部キルクーク近郊 ヨルガンテベ (YORGHAN TEPE) にある青銅器時代の都市遺跡である。この遺跡の存在はもともと盗掘によって知られ、市場にはそこから出土していた粘土板文書が出回っていた。組織的発掘調査は、ペンシルヴァニア大学の E. Chiera, ハーバード大学の R. H. Pfeiffer, R. F. Starr などによつて一九二五年から一九三一年にかけて計五回行われた。

テルはクルディスタン山地が緩やかに広がるなどらかな平地に立地し、南方にはティグリス川支流のシャットエルアドハイーム川が流れる。そこには高さ六メートル一辺約二〇〇メートルの方形の大テルを中心に、幾つかの小テルが存在する（図2）。大テルには神殿、宮殿、住居等が、そして、小テルにも幾つかの住居が見られる。市街は城壁によって囲まれていた形跡があるが、そのほとんどが侵蝕されていて、正確な都市の境界については不明である。

ヌジはアラップハという小国の一都市であり、その人口の大半がフルリ人⁽²⁾という北方起源の民族であった。彼等は前一〇〇〇年を少し過ぎた頃にアラップハ地方にやってきて、徐々にこの地の社会に影響を及ぼし始めたその結果の一つとして、ガスル⁽³⁾というアッカド人の商業都市がフルリ人によってヌジと改名されたのである。ヌジが成立した正確な年代については不明であるが、当時の強国であるミタンニ王サウシャッタルの書簡⁽⁴⁾が出土したことから、遅くともそれは前十五世紀と推定される（年表参考照）。この書簡は、ヌジを含めたアラップハ諸都市が當時ミタンニの統治下におかれていったことを示す。移動、定

図2 ヌジ遺跡の発掘区域
R.F. Starr 1937 より



住、そして強国の統治というプロセスによって、フルリ人達の生活は大きく変えられていったであろう。ヌジの存続期間はアッシリアによつて破壊されるまでの約一世紀であるが、この間に書かれ、現在まで残された粘土板文書は、約四〇〇〇枚である。⁽⁶⁾ この多くが私宅に保存されていた個人的な契約書であり、その内容から当時の経済活動や親族関係等についてうかがい知ることができる。

(2) 偽装養取契約とその解釈

人間は、誰もが誕生と同時に何等かの親族関係の網の目に組み込まれる。親族関係は、必ずしも純粹な血縁関係だけではなく、姻族関係や様々な擬制的親族関係を含んでおり、居住、経済活動、祭儀等における集団の形成に重要な役割を果している。原始社会においては、親族組織と社会組織は特に緊密な対応関係にあつた。従つて、ヌジにおいて、偽装養取というアラブハ地方以外に例を見ない契約がある時期に多数行われたということは、ヌジの社会組織の変化や社会変動を考える上で重要な手掛りとなろう。⁽⁷⁾

通常、養取とは、財産及び家系の単系的な継承と永続を目的として作られる擬制的親族関係である。⁽⁸⁾ メンボタ

ニアにおける養取慣行の確かな証拠は、前三〇〇〇年紀より見られる。⁽⁹⁾ 従つて、養取の概念及び marutu(息子権)という語はヌジに特有なものではなく、一般的に見られるものである。通常の養取契約は、契約者に幾つかの義務を課す。養父は養子への財産継承を保証しなければならない。そして、養子は養父を扶養し、彼等の死後は埋葬し弔わなければならない。

しかしながら、本論で扱う偽装養取契約とは極めて特殊なものである。それは、複数の養父を持つことにより、彼等の土地や財産を特定の養子が継承するというものである。偽装養取は、幾つかの点で通常の養取とは異なっている。主な相違点は以下の通りである。第一に、通常の養取では養子は養父の保護とひきかえに土地等の継承財産を得るのに対し、偽装養取では養子は養父の保護及び贈物 (qishtu) とひきかえに継承財産を得る。第二に、偽装養取では、通常の養取契約に見られる項目、例えば養父の埋葬義務等といった記載が省かれている。第三に、継承される土地についての権利を取り消すよう養父に要求したり、譲渡される土地についての細かな記載(大きさ、質、位置)がなされる等、通常の養取契約よりもむしろメンボタニアの土地売買に共通する要素が見

られる。第四に、一度に複数の養父を持ったり、同一人物が何人もの人物に複数回養取される例が見られることである。

尚、個人名は通常、父の名と共に表されるが (PN1 mār PN2: PN2 の息子である PN2)、偽装養取では養子の父名は変化しない。これらの相違点より、偽装養取の最も重要な要素が土地の譲渡にあることが明らかである。

偽装養取契約には、主に以下のことが記されている。

1、契約の主題 (tuppi marutu: 養取文書) 及び契約者の氏名。2、継承物である土地に関する詳細な記述 (zittu; 繼承の意)。3、養子から養父に与えられる贈物 (qištu)。これは穀物、衣類、金属等から成り、継承される土地とほぼ同価値である。4、後に訴訟が起り、土地が他者から請求された場合に、これを退けることを養父に義務づける。5、契約違反時の罰金。罰金は、契約

テヒプ テイラ (養子)

土地
二イメル三アウェハル ← → 大麦 一〇イメル

イルヤ (養父) イルク

者の双方又は養父のみに課せられ、通常、金と銀で支払われる。6、イルク (ilku)。これは必ずしも全ての契約に記されるわけではない。イルクとは、バビロン法典によると「支給された土地とひきかえに行われる耕作及び兵役の義務」を意味する。7、証人達と書記の捺印。

実際の偽装養取契約は以下のやうなものである。

例・N-一九八

「ハマッタルの息子イルヤの養取契約。彼は、⁽¹¹⁾ プヒシェンニの息子テヒプ テイラを息子にした。イルヤはテヒプ テイラに継承物としてイムビリシュのディムトウの西、そしてエニヤのディムトウの東にある二イメル三アウェハル⁽¹²⁾ の土地を与えた。そしてテヒプ テイラはイルヤに贈物として大麦一〇イメルを与えた。もしもこの土地が他の

から請求されたら、イルヤがこれを退けテヒプ テイラのために取り戻すべし。イルクはイルヤが負う。もしもイルヤが契約を犯したなら、銀一ミナ金一ミナを支払うべし。」

これまでに、社会変動の一環として偽装養取をとりえようとした研究には、二つの見解が存在した。一つはヌジを封建制社会と解釈したもの、もう一つは共同体社会と解釈したものである。このような見解の相違は、ヌジにおける土地の所有権が誰にあったかという点について、異なる解釈が出された結果である。

ヌジ社会を封建制社会と解釈した代表的研究者は、E.⁽¹⁵⁾ A. Speiser,⁽¹⁶⁾ P. Koschaker,⁽¹⁷⁾ P.M. Purves,⁽¹⁸⁾ N.K. Weeks⁽¹⁹⁾ である。彼等は偽装養取契約に出現するイルクという用語から判断して、土地がヌジを含む国家に属していたために私的な土地売買が禁じられていたこと、そして養取がこのような法をごまかす手段として行なわれ、このことが私有の概念を発達させたと論じている。また、H. Lewy⁽¹⁹⁾ は、土地が国家に属すという点については彼等の見解と一致しているものの、偽装養取契約において養子から養父に与えられる *qıştu*（贈物）を耕作のための助成金と解釈し、このような契約に見られる親子関係は臣下が封建貴族へ封土を返却する行為を示すものと考えた。従って、先の四者とは異なり、ヌジ社会が封建制の全盛期にあつたという見解に達した。

他方、ヌジ社会を共同体的社會と解釈した代表的研究者は、E. Cassin,⁽²⁰⁾ N.B. Jancowska⁽²¹⁾ である。彼等は、土地譲渡に養取という親族概念が使用されたことや *dintu* の解釈⁽²²⁾ より、ヌジが拡大家族的な共同体によって構成された社会と考えた。彼等の考えによると、土地はそのような共同体に属し、イルクは諸個人が属する共同体に対して行なうべき奉仕義務であつた。

このような見解の相違は、彼等が分析対象を偽装養取契約にほぼ限定し、そこで使用された用語の文献史学的分析にとどまつたことや、そのような分析によつて、國家や共同体といつた限られた側面について静的なところをしたことによるものと思われる。社会変動を、社会組織の新しい形成過程と考える以上、分析の対象は偽装養取契約だけでなくその周辺部の諸契約まで含めなければならぬし、又、それらの共存関係や変遷の意味を考えなければならない。さらに、そこから導きだされた結果を、他の考古学的資料に基づく分析結果と可能な限り照し合せることも必要であろう。

2、3においては以上の点に留意し、これまでの成果を取りいれつつ、偽装養取に見られる社会変動について分析を行なう。

注

- (1) ヨルガンテペは地表面から平均五・五メートルの高さを持つ。岩盤まで発掘された三地点（N-110・五・四メートル、L四・六・四五メートル、北神殿の井戸・八・三三メートル）の内、L四では新石器時代から青銅器時代への移行期、シュメール、アッカド、フルリ、の三つの

文化層に属する一五の居住層が判別できた。前四千年后半にあたる新石器時代と青銅器時代の移行期は一一四層、前三千年期にあたるシュメール、アッカド時代は五一三層に属す。この内、少なくとも八一一〇層はガスルというセム系アッカド人の住む地であった。一一、一二層は移行期、一三層はガスルの終わりとヌジの始まり、そして、一四、一五層はフルリの文化に属す。フルリの時代は紀元前一九〇〇—一三〇〇年であるが、L一四の一四、一五層にはヌジの宮殿遺構が見られ、時代は前一五五〇—一四五〇年頃であろう。なお、ヨルガンテペは前一四世紀にアッシリア人によって破壊された後放棄された。Starr, R.F 1937 VOL. 1 p.29-38.

(2) フルリは言語学上の存在である。フルリ名はウル第三王朝時代に初めて現われ、その後バビロニアやカッパドキアにも現われるようになる。しかしフルリ人が大挙して移動してくるのは、早くとも前一〇〇〇年紀初めである。前一九〇〇年直後には彼等はヌジやテルビラ（モスルの北）に定着し、その後、シリヤやパレスティナにも現われるようになった。

(3) ガスル文化については、三地点 (N一一〇、L四、神殿) における試掘によつて得られた遺物、遺構、そしてそこから出土した約二〇〇枚の粘土板文書によつてある程度復元された。文書に記載された人名は、ガスルがアッカド人の住む都市であつたことを示している。アッカド

ドのサルゴンによるメソポタミア征服とその王朝（前三千年前半）によつて、歴史上初のセム人による帝国が確立されたが、その際にアッカド文化が北部メソポタミアや小アジアへもたらされた。ガスルは、アッカド帝国の遠隔地交易を発達させるために建設されたアッカド人植民地の一つであつたらしい。文書は手紙、領収書、契約、土地記録等であり、これらから西はアシュールから東はシムラム、ハマジそして南はアッカドにまで広がる領域の交易について知ることができます。アシュールとの密接な関係を示す文書はアシュールからも出土している。ガスル文化は基本的にアッカド人の文化であるが、シュメール語の職業リストや慣用句はシュメールの影響を示している。カッパドキア文書は、アシュールがカッパドキアで確立したような交易関係をガスルが持つていたことを示す。又、典型的なヒッタイトのダブルアックヌは小アジアとの関係を示してゐる。PFEI° FFER, R.H 1931 p.2-3.

(4) ミタンニはヒッタイトの東に存在し、その首都ワスガノニはカブル河上流にあつたと言われる。サウシャツタル王の時代に（前一四五〇年頃）、同じフルリの諸国を掌握して大きな勢力となり、最も栄えた時には西はユーフラテス河から北シリアに渡り、地中海の門戸であるウガリットのあたりまでを支配下に置いた。さらに、東はアッシリアを征服した。

- (15) HSS 146
- (16) ベルギーの古い文書の中には、ガベル期の文書1111枚を含む計160枚 (IENu: 1-160枚、SMN: 11000枚、*SMN の1端は EN に変更) である。その他総1100枚の非公式と発掘されたものが存在する (大英博物館蔵: T. G. Pinche 平付)。公式発掘文書の平付状況を以下のようにある。 E. Chiera (JEN1-5: 1927-34. HSS5: 1929) R.H. Pfeiffer (HSS 13: 1942) T.J. Meek (HSS10: 1935) E.R. Lacheman (JEN6: 1939. HSS 14. 15. 16. 19.: 1950-62) D. I. Owen (SCCNH1- : 1981-).
- (7) ヌジの他にタルアルフ・カルから出た。
- (8) 大林太良 一九七四
- (9) M. David 1927 p.109.
- (10) ベルギー法典 三八
- (11) ディムトウヒトヒテハ三章 1節を参照
- (12) 一イメール = 10トウカーブル、一イメール = 1八, 000 平方メートル' Steele, F. R 1943 p.30.
- (13) 一イメール = 80ニヒュル' Steele, F. R 1943 p. 25.
- (14) 一タント = 60"ナ' 1"ナ' = 60ニヒュル' 1"ナ' ハケル = 八・四グラム (7.4グラムの標印) 当、金と銀の価値は九: 一ドル。
- (15) E. A. SPEISER 1928-29
- (16) P. KOSCHAKER 1928, 1944.

(17) P. M. Purves 1945.
 (18) N. K. Weeks 1972.
 (19) H. Lewy 1942.
 (20) E. Cassin 1938.
 (21) N. B. Jankowska 1969.
 (22) 三章 1節を参照

2 偽装養取に見られる社会変動—分析

(1) 方法

ヌジの偽装養取から社会変動の動態を明らかにするために、以下のようないつの分析基準を設ける。

(a) 偽装養取契約と、労働、土地に関する他の諸契約との共存関係や変遷を調べる。偽装養取契約は、土地と労働に関する契約である。そして養取は、これらの管理体制に何らかの変化を加える手段であったと考えられる。土地と労働は、農耕を経済的基盤とするヌジ社会のかなめであるから、土地と労働に関する様々な契約書との関係において偽装養取契約の役割を捉えることが、ヌジの社会変動と偽装養取契約の関係を考えるために必要である。

(b) 諸契約の共存関係とその変遷を調べるために、偽

装養取を含めた土地と労働に関する契約を、契約者の人名を用いて世代別に分類する。

ヌジが存在した年代については、ほぼ紀元前十五世紀頃と考えられる。だが、契約書の変遷を明らかにするためには出土文書の詳細な編年を行うことが必要である。

ヌジ文書には日付を書きしるしたものは少ないが、契約者の人名から導きだした家系と世代を手掛りにして、契約書の編年を行うことが可能である。文書からは父名と共に書きしるされた約六〇〇〇の人名⁽¹⁾が判別できる。これらを音価や父名との一致、及び出土状況を利用しながら、特定の個人とその系譜を復元する。

(c) 今回は試論として、現在までにある程度その構成や世代が明らかにされてきた三つの家族の家系が行なった契約を分析の対象とし、それぞれの世代における諸契約の出現頻度を観察する。尚、本稿で取り上げるのは、北地区の三つの住居（図3、4）から復元した三家系（図5）である。書記名を利用することによつて三家系の世代別契約書の共存関係を示し（図7）、その結果に基づいて論を進める。

(2) 土地契約としての偽装養取

ヌジは農耕を経済的な基盤としていた。従つて、土地

に関する契約書は、ヌジの経済及びそれを管理する組織について知るための手掛りとなるだろう。主な土地契約書は、偽装養取、土地交換（*šupeultu*）、土地貸与（*tidennutu*）である。

土地交換とは二者が無期限で土地を交換する契約である。主に以下の事が記される。1、契約者の名前。2、契約者Aから契約者Bへ譲渡される土地。3、契約者Bから契約者Aへ譲渡される土地。4、*utu*（交換する土地の質的差異を補うもの）。5、両契約者の土地に対する権利放棄と契約違反時の罰則。6、証人達と書記の捺印。

面積、位置、質といった土地についての評細な記載より、交換される土地がほぼ同等の価値を持つことがわかる。同等でない場合、例えば面積は同じであるが一方は灌漑地で他方はそうではない場合など、ものような質的差異を補うために穀物、金属、家畜、衣類などが支払われる（*utu*）。従つて、この契約は対等な立場の契約者が行なう土地交換と解釈される。

例.. JEN二八七

「*プヒシエンニ*の息子テヒプティイラが、ハシヤの息子ハマンナ、タエの息子ハマヤ、ウヌカ「ヤ」の息子カルジ

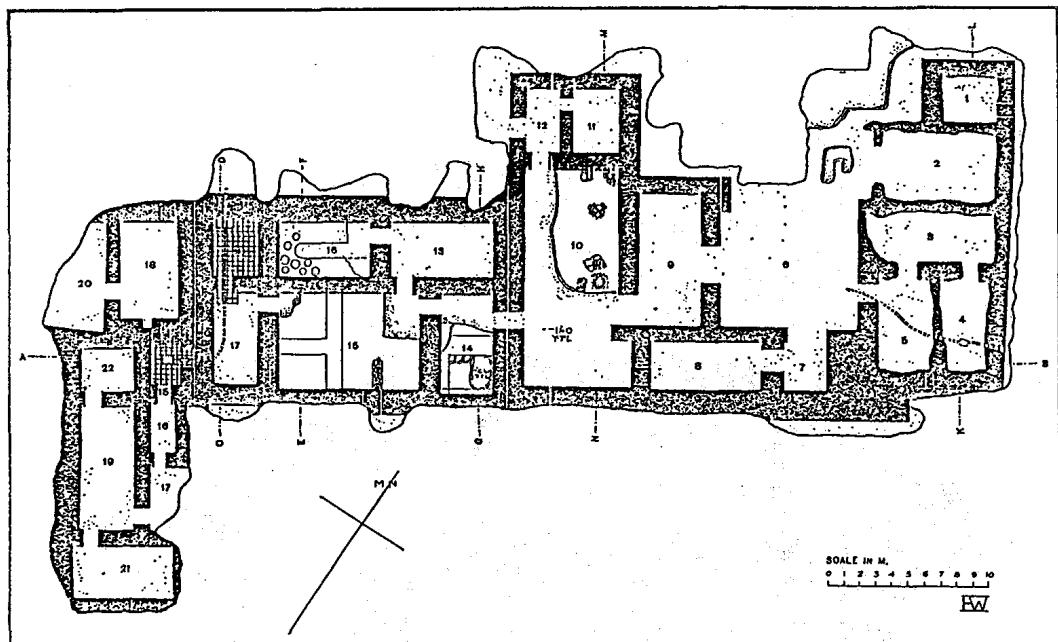


図3 シュルキティラとテヒプティラの住居
R.F. Starr 1937 より

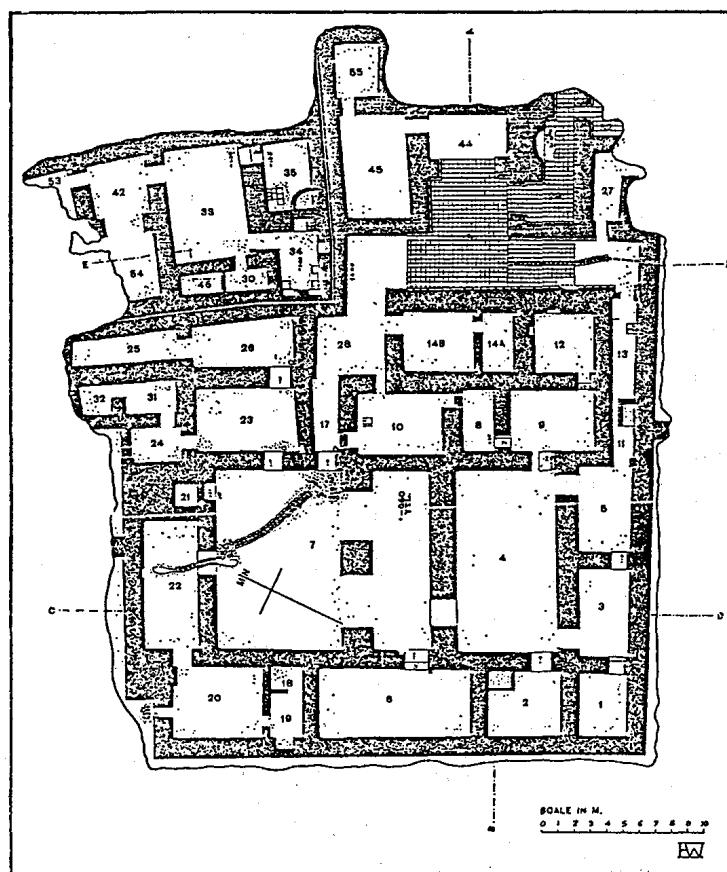


図4 ジギとシルクテシュップの住居
R.F. Starr 1937 より

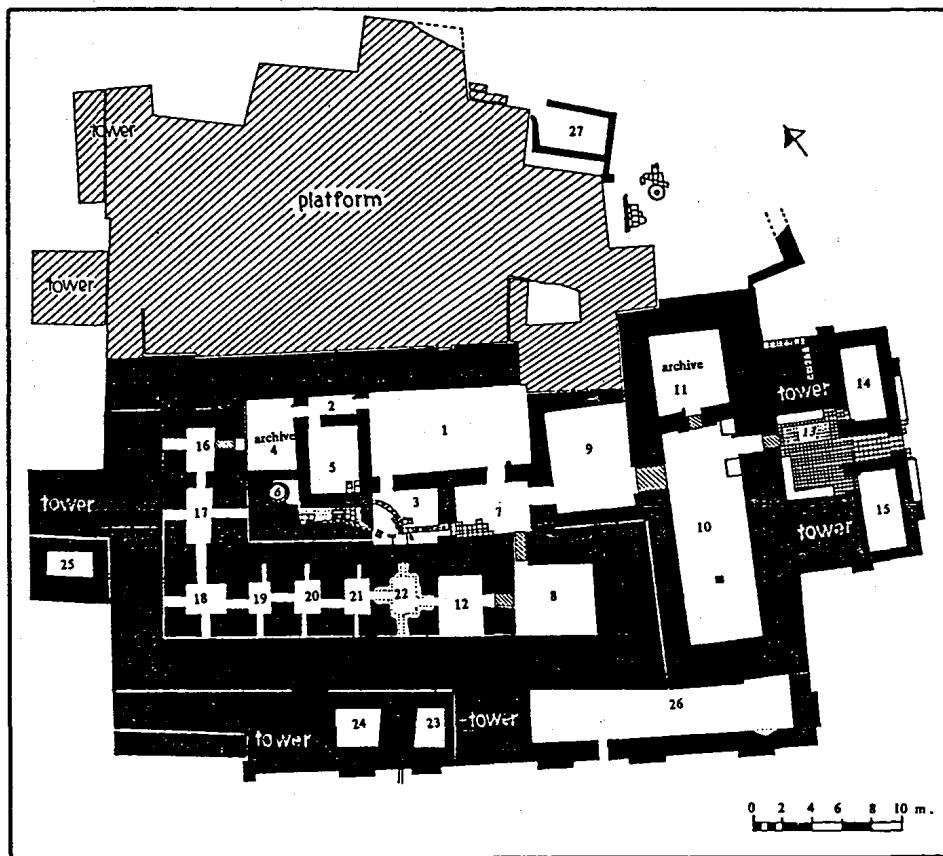


図5 テルアルファカル
Y. Al-Knalesi 1977 より

年表 G. Roux 1983 より

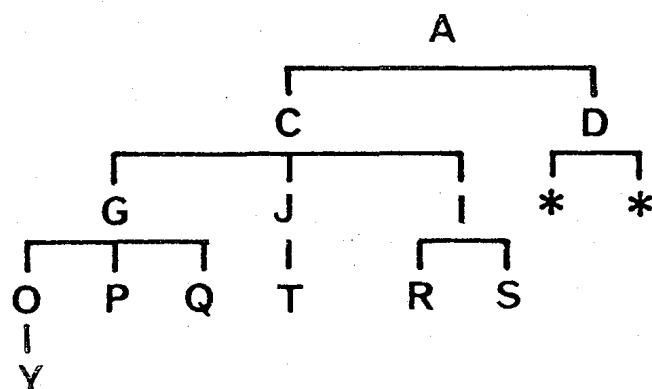
B.C.	バビロニア	アッシリア	ミタンニ	ヒッタイト	シリア	エジプト
1600	カッシート王朝			古ヒッタイト王朝 C.1740より		新王国
	Agum II (1602-1585)	Erishum III Ishme-Dagan II		Hantilis (1590-1560)		第18王朝
1550	約9人の支配者 (不明確) Burnaburiash I	Puzur-Ashur III		Zidantas I (1560-1550)		Ahmes I (1580-1550)
1500	Ulamburiash Kashtiliash II	Ashur-nirari I <i>Mitannian domination</i>	Paratarna	Telepinus (1525-1500)	エジプトによる遠征	Amenophis I (1550-1528)
1450	Kara-Indash					Tuthmosis I (1528-1510)
	Kurigalzu I	Ashur-bēl-nisheshu		Tudkhaliyas II		Tuthmosis II
1400	Burnaburiash II (1380-1350)	Eriba-Adad	Shaushatar	Arnuwandas I Hattusilis II	エジプトによる征服 北シリアにおける ミタンニの影響	Tuthmosis III (1490-1436)
	Kurigalzu II (1345-1324)	Ashur-uballit I (1365-1330)	Artatama I Shuttarna I Tushratta	Tudkhaliyas III Arnuwandas II Suppiluliumas (1375-1335)	アマルナ時代 (c. 1400-1350)	Amenophis II (1436-1413)
1350	Nazi-Maruttash	Enlil-nirari Arik-dēn-ilu	Mattiwaza <i>Mitanni overthrown</i>	Mursilis II (1334-1306)	ヒッタイトによる征服	Tuthmosis IV Amenophis III (1405-1367)
						Amenophis IV (1367-1350) Tutankhamon (1347-1339)
						Horemheb (1335-1308?)

図6 家系図

第1家系

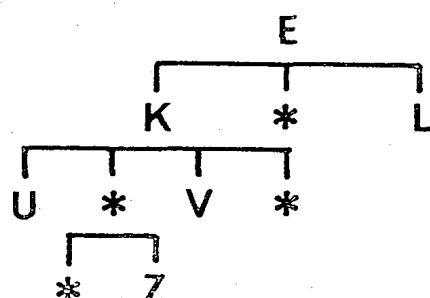
A : PUHISENNI
 B : (F) WINNIRKE
 C : TEHIPTILLA
 D : HAISTESUP
 G : ENNAMATI
 H : (F) UZNA
 I : SURKITILLA
 J : AKIPTASENNI
 O : TAKKU
 P : PAKLAPITI
 Q : TURSENNI
 R : TARMITILLA
 S : ZIKE
 T : WURTESUP
 Y : TIESURHE

偽装養取に見られる社会変動



第2家系

E : AKKYUA
 K : ZIGI
 L : SURIHIL
 U : ARZIZZA
 V : AKAPSENNI
 Z : AKAWATIL



第3家系

F : TAUQA
 M : HANAQA
 N : ILANNU
 W : ILUMAH
 X : ABUSQA

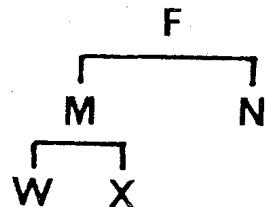


図7 家系別世代別契約書数

家系	世代	第1世代		第2世代				第3世代						第4世代								第5世代									
		1		1	2	3	F	合計	G	H	I	J	K	L	M	N	合計	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	合計	Y	Z	合計
		個人	B	合計	C	D	E	F	合計	G	H	I	J	K	L	M	N	合計	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	合計	Y	Z
土	養取(契約)	1	1	285	2	8	1	246	6					1		2	9		I		9	1	2	1					14		
	(宣言)			45				50										1			1								2		
	(訴訟)			13	5			18	20		11	1					32				1	1							2		
	(同意)			1				1										1										1			
	(リスト)	3	3	6				6	2								2				2							2			
	交換(契約)			81	3			84	7		2						9						1					1			
	(宣言)			26				26	2		1	1					4														
	(訴訟)			1	1			2	3		1	1					5			1								1	3	3	
	(同意)			3				3	2		1						3														
	(リスト)			1	1			2																							
地	貸与(契約)			3		2		5									1	21	22									2	1	1	
	(宣言)																6	6										4	1	1	
	(訴訟)								1								1	2													
	(同意)																														
	貸与(契約)			14				14	3	3	1						1	8	1			4					5				
	(宣言)																1	1										2	2		
	美女			6				6	3	2	1						1	7	1								1		2		
	奴隸(ARDU)			5	1	8	3	1									4						1	1	1	3	1	1			
	奴隸(HAPIRU)			20		20	1	1									2	1									1				
	奴隸者雇用			1				1	1	1							2			4							4				
その他	貸与(穀物)			1				1	1	3	2						6			2	4	1			2		9	1	1		
	(家畜)			1				1									2	1	1	4		1	1			1		3			
	(羊毛)																1	1													
	(金属)			1				1									1	1									1		1		
	(煉瓦)																		2		1							3			
	(人)							1									1			2							2				
	分配(穀物)																1		1								2				
	リスト(穀物)			2				2									3			3							6				
	(家畜)			1				1																			1	1			
	(人)							1	1																						
	売買(馬)							1		1	3						3														
	(駿車)								1								1														
	(犬)																1	1											1	1	
	(煉瓦)																											1	2		

ヤ、タエの息子クラフピとイプシャハルと行つた土地交換文書。これら五人の者達は、テヒプティラに「・・」の土地に接したキプテシュップのディムトウ内とその周辺にある七イメール一アウェハルの土地とディムトウを与え、テヒプティラはこれら五人の者達にヌジにある土地五イメールとutuとして大麦一〇イメールを与えた。土地が他者から請求されたら、それぞれの者がこれを退け持主に与えるだろう。もしもこれら五人の者達が契約を犯せば、彼等はテヒプティラに銀一ミナ金一ミナを支払うべし。これらの者達の誰かが土地を解放してテヒプティラに与えるだろう。」

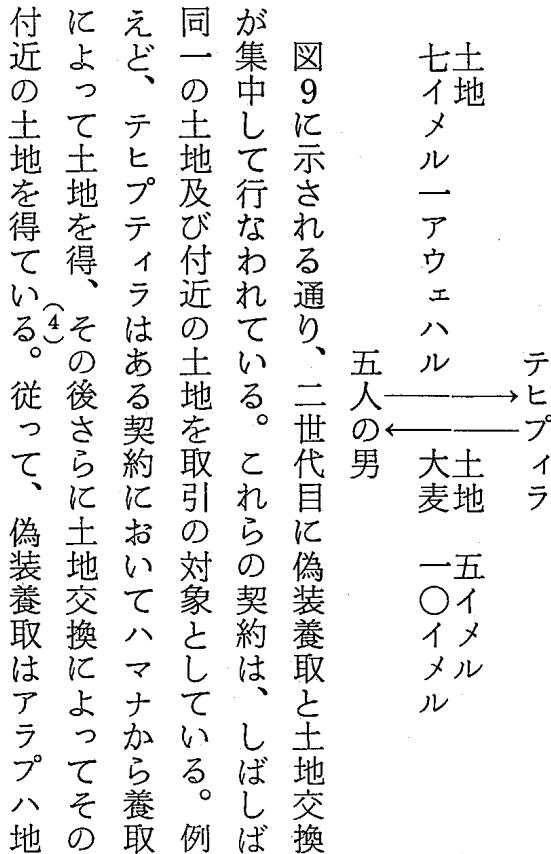


図9に示される通り、二世代目に偽装養取と土地交換が集中して行なわれている。これらの契約は、しばしば同一の土地及び付近の土地を取引の対象としている。例えど、テヒプティラはある契約においてハマナから養取によつて土地を得、その後さらに土地交換によつてその付近の土地を得ている。⁽⁴⁾従つて、偽装養取はアラップハ地

方の各都市の土地を獲得するための、そして土地交換は敢在する保有地を集積するための手続きであつたと考えられる。このことは、少数の大土地保有者を出現させ、土地の管理体制を変化させたであろう。では、それ以前に存在した土地の管理体制とはどのようなものであったのだろうか。

偽装養取及び土地交換には通常十人から十五人という多数の証人名が記されている。これらの証人は数世代の広がりを持つ。例えば、養子の一族が四世代にわたって証人として出現する例が見られる。⁽⁵⁾このことは、ヌジ初期の土地が多数の人間に関わつており、後に訴訟が起ころ可能性が高かつたことを示している。実際に、偽装養取が集中する第二世代より後の時期に偽装養取に関する訴訟が多発しており、そのような事態には証人の証言が必要とされた。訴訟の多くは、土地の権利について養父や養父の実子が養子、養子の実子を訴えるものである。⁽⁶⁾このような土地の権利に關わる親族の範囲を明らかにすることは必ずしもたやすいことではないが、單に親子、兄弟のみならず広い範囲の親族及びその他の人間関係が関わつていていたことを示している。これは、養父との親族関係が明らかでない第三者が訴えを起こす例⁽⁷⁾や、養父が

複数である例⁽⁸⁾からもわかる。

しかしながら、このような状況はヌジ初期に限られていた。偽装養取及び土地交換は、その後に集中的に現われる土地貸与にとってかわられる。土地貸与とは二者が一時的に財産を交換する契約で、担保によって保証される貸借契約と解釈される。主に、以下の事が記される。

1、契約者（債権者と債務者）の名前。2、債務者から

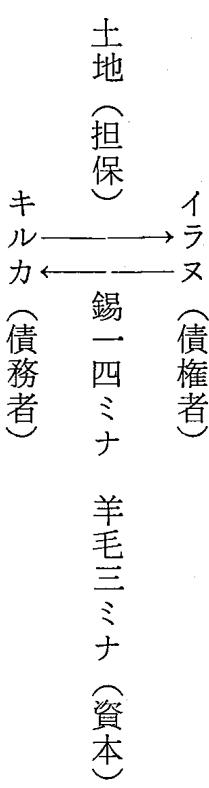
債権者へ保証物として譲渡される土地。3、債権者から債務者へ貸与される物。4、返却の時期。5、権利放棄

及び契約違反時の罰則。その他の保証条項。6、証人達と書記の捺印。

土地貸与は、土地によつて貸借契約を保証する契約である。債権者は、債務者の土地を担保として一定期間保有し、その土地から得られる生産物を利子として得る。貸借期間は平均して三年であるが、時には十年と長期にわたるものもある。⁽⁹⁾期限を過ぎても資本の返却がなされない場合は、土地の権利は永久に債権者のものとなる。例：HSS 581

「イキヤの息子キルカの貸与文書。ニルナテのデイムトウの平野にありパルテの土地の下手、ハシュテの土地の南、フプタの土地の上手にある土地一イメールを担保とし

てキルカはタウキの息子イラヌに与えた。そしてイラヌは錫一四ミナ、羊毛三ミナを与えた。四年後に錫一四ミナと羊毛三ミナをキルカがイラヌに返却しこの土地を取り戻すだろう。もしもこの土地が種付けされていたら、彼はこれを取らないだろう。この土地からカシュカを動かしてはならない。もしも土地が他から請求されたらキルカがこれを退けイラヌに与えねばならない。この粘土板はヌジ市のディシヤエ門の入口において宣言された後に書かれた。」



この契約は偽装養取と同様に、当時の人々の生活が困難な状況にあつたことを示している。中には、資本を返すことなどが出来ずに同じ土地を二度にわたつて担保に入れたり⁽¹⁰⁾た例や、他の親族（父親や叔父と共に）が同じ土地を繰り返し担保に入れた例⁽¹¹⁾。さらに、土地ばかりでなく息子の労働力を担保とした母親の例⁽¹²⁾も見られる。

土地貸与は土地獲得契約の一つとして考えられるが、以下の点で偽装養取と異なる。第一に、土地権利の譲渡

が一時的なものであること。第二に、土地取引に親族概念を用いないこと。第三に、証人の数が通常四人から五人と少ないこと。第四に偽装養取よりも後の時期に出現することである。

第一の点は土地権利の永久的な移動がほとんど行なわれなくなつたことを意味する。このことは、それ以前に多数行われた偽装養取契約によって土地の保有者が定着したことを見している。第二の点は、親族概念を媒介とする土地の永久的譲渡が行われなくなつたこと、そして一時的な土地権利の譲渡が親族概念を使用せず、純粹な契約概念によって行われたことを示している。そして第三の点は、土地保証契約が比較的短期の期限付のものであるため、偽装養取契約のように数世代にわたって訴訟を起こすような可能性がなかつたとも考えられる。しかしながら、契約が短期間であろうとも、その間に何等かの訴訟を引き起すような事故が発生する可能性は否めないので、証人数の違いは、土地保有に関わる人間関係が親族概念を用いたものからそうでないものへ変化したことを示すものであろう。そして第四の点は、このような変化が、まさに偽装養取契約によってひきおこされたことを示している。

恐らく、ヌジ初期には血縁で結ばれた多数の人間が土地管理に関わっていた。偽装養取はこのような体制を崩壊させ、土地保証に見られるような新しい土地管理の体制を作るきっかけとなつたのであろう。

(3) 労働契約としての偽装養取

古代メソポタミアの労働者は法的権利の有無によって大きく二つに分けられる。⁽¹⁴⁾ 即ち、法的権利を持つ市民労働者と、全く法的権利を持たない奴隸である。

法的権利を持つ市民労働者は、耕作や手工業に従事した。彼等は生産手段（土地）の有無により、自由民とそれ以外の人達、即ち、半独立の労働者に分けられる。

自由民は自らの生産手段によって自らのための労働を行なつた。これに対し、半独立の労働者達は生産手段を持たず、契約によって食糧や衣類または賃金とひきかえに土地保有者に労働力を提供した。

偽装養取を労働という観点でとらえるならば、まさに多くの自由民がこのようない半独立の労働者になつたことが考えられる。これには、イルクという語に注意しなければならない。イルクは、バビロン法典の用語より「國家から支給された土地に対して行なわれる耕作と兵役の義務」と解釈される。即ち、イルクは個人が土地を保有

することに對して行なう労働を意味する。養父は土地を

繼承物として養子に与えるが、イルク、即ち土地の耕作

は行ない続ける。つまりこれは、彼が土地という生産手段を放棄することによって、自由民から半独立の労働者になつたことを意味する。一方、養子は多くの半独立の労働者を抱えるようになった。従つて、ヌジ初期に現われる数多くの偽装養取は、この時期に一部の労働力管理者階級と、ここに従属する半独立の労働者階級が出現したことを見示している。

同様の変化は、ヌジ全般に見られる養女獲得 (marttu kalltu)、労働貸与 (tidennutu) といった契約によつても示される。

養女獲得は、自由民がその娘を養女として他の自由民の家に出す契約である。養父は、彼女を誰とでも結婚させることの権利を得る。結婚相手は通常、養父の奴隸であつたが、⁽¹⁵⁾ 養父自身や養父の親族である場合もあつた。⁽¹⁶⁾ 夫が死亡した場合、彼女は養父の紹介によつて他の者の妻となり、結局一生養父の家で奉仕しなければならなかつた。この契約によつて、彼女は衣食住を保証され、彼女を養女に出した家族は養父から代金を得る。契約違反時に奴隸の支払を求められる例から、⁽¹⁷⁾ 彼女はほぼ奴隸と同じ労

働力とみなされた。

例・JEN 50

「養女契約。ジナブの息子アリッハは娘ハタメイルシャを「娘として」⁽¹⁸⁾ プヒシェンニの息子テヒプティイラに与えた。テヒプティイラはハタメイルシャを「妻として」⁽¹⁹⁾ 彼の奴隸イリサペに与えた。もしもイリサペが死ねば、テヒプティイラは誰でも好きな者にハタメイルシャを与えるだろう。ハタメイルシャの繼承物はテヒプティイラのものである。もしも、ハタメイルシャが他者から請求されたら、アツハはこれを退け、彼女をテヒプティイラに与えなければならない。テヒプティイラは銀「」をアリッハに「与えた。もしも」アリッハがこの契約を犯し娘について訴えるなら、アリッハはテヒプティイラに「金」一ミナ銀一ミナを支払うべし。」

一方、労働力貸与は人の労働力によつて保証される貸借契約である。一定期間後に借りた資本を返却すれば、その者は自由の身となるが、契約期間中は債権者のために労働を行なわねばならない。これを怠つた場合は、一日毎に一定額の罰金が課せられる。返却する資本の額は提供した労働力によつて減じられることはない。従つて、労働は貸借物の利子と考えられる。期限付きではあ

るが契約期間は長期にわたり、中にはほとんど一生債権者の家で奉仕しなければならない例もあつた。⁽¹⁸⁾

例・JEN 293

「プヒシェンニの息子「テヒ」 プティラの保証「文書」。シャドウケワイの「息子」ハルシェンニは大麦「八」イメルを受け取り、その代りに息子アルティディを八年間テヒプティラの家においた。八年後にハルシェンニは大麦八イメルを返却し、息子を取り戻すだろう。もしも彼がテヒプティラの仕事を怠れば一日につき銅ミナを支払うべし。もしもアルティディが死亡したら、ハルシェンニのもう一人の息子を取るべし。もしもハルシェンニが契約を犯したら、彼は良質の銀一ミナを支払うべし。」

このような例に見られるような養女獲得及び労働力貸与によって、一部の自由民が他の自由民によつて拘束される身の上となつた。彼等は法的な権利を持つ市民であ

り続けたが、その労働内容や価値は奴隸とほぼ同様のものであった。彼等は主に家内作業に従事し、ほとんど一生不自由な身の上であった。偽装養取をはじめとしたこれららの労働契約は、ヌジの時代が自由民として自活する

ことが困難な経済的状況にあつたことを示すものである。

さらに、偽装養取と同時期に多く現われる奴隸売買文書 (ardi, amtu) は、一部の者に富が集中したことを示している。奴隸は戦争捕虜や外国から売買された者達だつた。ヌジでは特にルル人(9)人が奴隸として好まれた。又、ハピル(20)と呼ばれる者達も奴隸として多く存在した。彼等は奴隸としての印をつけられ、その子供も同様に主人に仕えた。彼等の仕事は家内労働であった。偽装養取を多く行なつた者達が同時に多くの奴隸を買つていることは、彼等の生活がこののような労働者の助けを必要とするほど多様になつたことを示している。さらに、初期に奴隸売買が集中して行なわれたことは、それ以前はこのようない労働力が必要とされず、耕作同様に家内作業についても自由民が自らの手で行なつていた、平等な社会であったことを意味するかもしれない。

以上のように、労働に関する諸契約の変遷は、ヌジ前期の労働力が偽装養取契約をきっかけとして一定の者達に集中しつつあつたことを示す。このことは、社会をより階層的なものへ変化させたであろう。

(注)

(1) ヌジ文書からは六〇〇〇から七〇〇〇の人名が判別で

一書、ルの文書はハラッタ 五百〇〇種、アッカド名六三
一種、シメル名二三種、カッシート名五三種、岳歐語
名一八種、他の七五四種である。

I. J. Gelb, P. M. Purves, A. A. Macrae 1943 p. 5.

(a) Chiesa (1928), Morrison (1979), Maidman (1976)

がこのよつた研究を行なつたが、メソポタミア文書全体かゝるの系
系の復元はなされていない。

(3) メソポタミア文書は幾つかのアッカド人の書記家族によつて書
かれた。彼等は、メソポタミア人家族の文書を代々担当した。従
つて、書記名の分析は複数家系の世代を時間的に一致する
中東民族の参考にならう。Riedman, A. H. 1987 p. 5.

(4) JEN 122.

(5) JEN 418.
* 読入ルーム

mustesup mār arnabu

našwe mār kalulu

wandiya mār nahiašu

summīya mār arikkanari

mušteya mār aršenni

artesup mār šummīya

pnitae mār nuzza

urhiya mār aršaduya

ennašugrum mār taya

šugralu mār dunduya

abeza mār pazziya

ikkiya mār ninuari

arzizza mār nige

albuya mār hašiya

sulmiya mār puya

paglabidi mar kani

*arnabu

arikkounari mustesup
|
šummiya

puya artešup
|
*šulmiya

* dimtu の以前の出照
— 読入ルーム

— 読入ルーム

(6) 例へば、JEN 110B, 1145, 1169, 1180

(7) JEN 110B, 1145, 1169

(8) 数人の兄弟や義兄弟、又、親族関係の明るかでない者
達が養父となる例は多数見られる。

(9) 例へば、

110B : HSS 5 18

1145 : HSS 5 85, 90

1169 : HSS 5 88

3 偽装養取に見られる社会変遷

(1) 社会組織の変化

前章においては、ヌジにおける社会変動について、偽装養取と他の土地、労働に関わる諸契約との関連において分析した。それによると、偽装養取契約はヌジ初期に集中して行なわれ、その結果として、土地や労働力が特定の者達に集中し、社会を階層化させた。そのような変化が起こる以前のヌジ社会においては、親族集団が居住や生産、そして生産の手段となる土地保有の単位であり、ヌジを含めアラップハではそのような集団が共存する平等社会であつただろう。このことは偽装養取契約において親族概念が社会組織を急激に変化させるのに大変有効であつたことからも明らかである。

(18) 五〇年 : JEN 99' 一〇年 : JEN 290, 304, 306' 八
年 : JEN 293' 二〇年 : HSS 5 82

(19) ルル (マジ文書では Lulu 又は Nullu ルル ウルル) はキルクークの東部付近と記される。

(20) ハピルはミタンニ期 (前1500—1400) にバビロニア、小アジア、シリア、ペレスチナーにおいて兵士、奴隸、盜賊、商人として集団で現われる。その存在についてはシユバル又はアムル起源の民族、地域であるといふ説 (E. Cheira 1933)、社会階級であるといふ説 (A. Saarisalo 1934) の意見が分れる。ハピルは田畠の奴隸契約を行ない、労働場所についてもある程度の選択権を持つていた。

そのような平等社会を形成していくであろう親族集団に関しては、今後詳しく研究される必要がある。例えば、Jankowska はそのような研究の一つとして、ディムトウ (dimtu) に関する分析を行なつた。⁽¹⁾ ディムトウはヌジでは土地の位置を表わす用語の一つであり、人名と共に、「テヒプティラのディムトウ」といったように記される。ディムトウは、塔、地方、地域、といった意

味を持つ⁽²⁾。しかし、実際にどのような領域を示すのかは明らかではない。

幾つかの契約書において、土地や建物と共にデイムトウ⁽³⁾自体が取引の対象となっている。このことはデイムトウが単に地理的な領域を示すだけではなく、何等かの具象物であったことを示している。この具象物とはデイムトウ本来の意味する「塔」であつたかもしない。ヌジの住居には、厚い壁で四方を囲み、戸外からの出入口を一つ設けた塔らしき建築物の遺構が見られる（図2 No.1）。又、アラップハ地方のヌジ型遺跡として近年注目されているテルアルファカル⁽⁴⁾の住居にも、同様の遺構が見られる（図5）。

又、デイムトウはこのような具象物であると同時に、「シュルミヤのデイムトウの一イメールの土地」（JEN 418 L5-6）といった記述に示されるように、土地や住居を含めた領域でもあつた。このような領域に特定の人間集団が関わっていたであろうことが、以下の事実より考えられる。デイムトウは人名と共に記されるが、これらは、実際に存在した人物であることが契約書より明らかである。例えば、アルヌアブ一族にはデイムトウ名となつてゐる人物が一人存在する。さらに、シュルミヤのデイムトウ⁽⁵⁾

トウの土地に関する取引について、シュルミヤ一族の四人が証人として名を連ねている。このことは、デイムトウに血縁集団が関わっていたこと、そして、彼等がその親族名を持つデイムトウの土地管理について何らかの権利をもつていたことを示している。

このような文書に示された事実より、デイムトウが塔、塔を中心とした領域、塔を領域表示とする血縁集団、という三つの意味を持っていたといえる。ヌジ文書からは、七一の異なるデイムトウが判別できる。これに付けられた人名の多くがフルリ名であるが、中には織物業者、陶芸職人、商人といった組織名で呼ばれるものもある。デイムトウは、アッカド名で表わされるアール（alu）と共にアラップハ地方の各都市を構成していた。しかししながら、同様の解釈ができる可能性のある語は他にも存在する。土地を表すエクル（eqlu）、そして家を表すビート（bit）である。このような集落を示す用語の変遷については、今後の研究によつて明らかにされる必要があろう。

Jankowska は、ヌジ社会の土地管理における共同体組織の役割を強調する余り、イルクを諸個人の属する共同体に対する義務と解釈したが、これを支持する証拠は

現在のところ無い。しかしながら、養取という方法がこのような共同体組織の存在の痕跡をとどめるものという考えは、これまでに述べた通り否定出来ない。又、偽装養取が初期に集中することや次世代以降に他の様々な契約手段によって土地の取引が行われていることから、 Lewy の、偽装養取は臣下が封建貴族に土地を返却する手続きである、という解釈や、 Speiser, Koschaker, Purves, Weeks の、偽装養取は国家権力の元にある土地の私的な取引を合法化するための手段であり、封建制の衰退を示す、という解釈は退けられるであろう。しかし、イルクの解釈については彼等のバビロン法典に基づいた解釈が妥当である。これまでの諸見解と前章において行なった諸契約の変遷に基づいた分析を総合すると、ヌジ社会においては共同体と国家の双方が土地管理に関与しており、少なくともヌジのごく初期には共同体による土地管理体制が強調されていたが、偽装養取をきっかけにこの体制が大きく崩壊した、と結論づけられる。

問題はこのような土地管理体制の変化がどのような統治体制に関係していたのか、そして、いかなる背景において起きたものか、という点にある。本稿において分析対象としてとりあげたテヒプティラが *halsuhlu* とい

うミタンニと結びついた行政官であつたこと、そしてテルアルファカル出土の文字資料に同様の偽装養取契約が見られることは、このような体制の変化が、個人的で例外的な私有概念の萌芽というべきものではなく、むしろミタンニの国家的統治力の向上であつたことを示している。そのような過程において、養取によるミタンニの中央集権化という役割を負つた人々は、徐々にその地位や富を向上させたであろう。

テヒプティラ一族の居住形態に見られる変化は、このような重要な役割を担つた一族の生活の変化を示している。テヒプティラ一族の住居は三つの住居から構成され、隣接する壁の関係より、南西から北東へと徐々に規模が拡大された結果、このような構造を持つにいたつたと考えられる（図⁸）。これらの住居は、それぞれから出土した文書群にある人名より、それぞれ第二世代、第三世代、第四世代に属することがわかる。すなわち、この複合住居は世代毎に増築されたものと考えられる。特に最も後に建てられたであろう東側の住居については、部屋の数や規模がそれまでのものと比較して増大しており、さらに広い中庭が設けられている。

に伴つて土地や労働力の管理に大きな役割を果した一族がその居住様式を変化させたことを示している。

(2) 社会変動の背景

では、このような変化はいかなる社会的、自然的環境との関係からもたらされたものであろうか。南部メソポタミアにおいては、大規模な灌漑農耕に代表されるような国家的事業が常に必要とされており、そのような状況においては、ある程度自治的共同体が存在し機能していしたもの、國家の統治力がすみやかに発動された。一方、ヌジが存在する北部メソポタミアは、山がちである程度まとまった降水量を有し、天水農耕によつて自給自足する共同体が敢在する地域であった。このような地域においては交易等の手段によつて富を蓄積した諸都市の支配力が高まり、封建的な社会を形成する傾向にあつた。⁽⁹⁾ このような社会が中央集権的な国家としてまとまるには、強力な国家の統治力が必要とされたであろう。周辺地域から出土した史料によれば、青銅器時代の北部メソポタミアには国際的な競争力を持つた国家としてミタンニが存在していたことがわかる。ヌジを含むアラブハシタニアにはミタンニの属領であつた。従つて、ヌジの社会変動はミタンニが中央集権的国家として成立するにいたつた過

程と関係している。前十五世紀のオリエントはバビロニア、エジプト、そしてこのミタンニといった強国が対立し、様々な外交策によつて勢力の均衡をはかりながら、シリア方面での覇権を狙うという緊張状態にあつた。ミタンニの属領となつたヌジを始めとするアラブハ各都市は、当然このような国際情勢の影響を受け、ミタンニの勢力拡大のために再組織化されつつあつたと想像される。こうした状況の下では、国力強化のために食糧増産と軍事力の強化が要求されたにちがいない。イルクという語が使われているのもその表われであろう。このようなり組織的な統治を行なうには、土地の管理が必要である。何故ならば、土地の管理とはそこで働く農民の管理と同時に、彼等の労働の産物である穀物及び兵力の管理を意味しているからである。偽装養取契約によつて中央集権化が進んだミタンニの国力は、大いに高まつたであらう。ヌジ文書群に含まれる戦車隊の成員や馬具、矢等の軍事関係資料や、穀物、煉瓦等の配給リスト、市の人名リストといった生産物及び住人の管理に関する資料は、このような統治力の向上を示している。

一方、このような中央集権化が実際に成功した背景には、社会を取り巻く自然環境の変化も影響したであろう。

う。何故ならば、偽装養取を始めとした土地及び労働関係の契約は、自由民が、その生産手段である土地の権利を放棄してまでも富裕者の保護下に入ることを望むような苦境にあつたことを意味するからである。このような状況は他の文書や考古学的資料からも推定できる。例えば、偽装養取を多く行なったテヒプティラの時代のある一年は「種を蒔いたが収穫の無い年」と命名されている⁽¹⁰⁾。また、穀物の貸与は後の時代になるほど盛んになり、その利子も高額になつた。⁽¹¹⁾さらに、幾つかの私宅からは乳児を納めたかめ棺が数多く出土した。⁽¹²⁾これは、凶作のために乳幼児の死亡率が高くなつた時期があつたことを示しているのかもしぬれない。これらの資料は当時の経済的状況の悪化を示すものであらう。

このようない社会的、自然的環境における緊張状態を背景として、アラブへの諸都市はミタンニに統合されていった。その統合は、養取という方法で社会組織を内側から変化させることによつて極めて効果的に行われたのである。

“ミタンニの国家としての成立過程や統治形態については、首都ワシュガニが未発見であることや関係する直接的な資料が乏しいために、明らかにはされていない。

ミタンニはフルリや周辺地域から侵入した印欧語族が、新しい戦法の導入によって一種の軍事的貴族階級を形成し、土着民を支配することによって建設した国家であると言われる。しかしながら、そのような国家の形成過程において偽装養取は軍事力以上に大きな役割を果したであろう。そして、このような方法は、北部メソポタミアという特殊な状況における、新しい秩序の形成に必要とされたのである。

(注)

(1) N.B. Jankowska 1969 p. 237-p. 246.

(2) Chicago Assyrian Dictionary

1、塔

2、城壁で囲まれた地盤 (Old Babylonian, Elam, Middle Babylonian)

3、地方 (Old Akkadian 地盤)

(3) HSS 13 363, JEN 160, 380, 382

(4) テルアルファカルは、メジの南西三五キロメートルに位置する小村落である。一九六七年から一九六九年にイラン考古局によって第一回の発掘調査が行われた。メジとほぼ同時代の大規模な住民と行政区から構成されている。この遺物からは、人骨、印章、土器、ガラス、陶器、装飾品、金属製品、そして約1000枚のヌジ型文

轍が出土つた。Y.M. AL-Khalesi 1977.

(5) いし轍、辻(12)

(6) JEN 418

(7) H. Lewy 1942 p. 1-15.

(8) Starr, R. F 1937 p. 333-347.

(9) A. L. Oppenheim 1959, I. M. Djakonoff 1970.

(10) JEN 289, G. Dosch 1987 p. 224.

(11) D. I. Owen 1969.

(12) マニガハトペルの深半マヘニの範囲にわたつて調査が

行われたが、この轍域は深眠れども、故人の聖轍域にて
シレム地区の「床」が存在するのみである。しかししながら、
「出後」にカムダウの乳児の遺体は、生脂匂の轍を近め
るの床に蓋付のかねどねねいわたり、又はかぬやれ
かぬやれにかねせた形で埋葬せられたものが多数発見され
た。特と/orの川九七地区では、一つのかねど一遺体を絞
めた約110のかね棺が床上に積みかねねいわたり、
又、一つのかねど用かへりの轍体をねねだむのね深
眠れども。—R. F. Starr 1937 p. 296-299, p. 345-357.

[紛糾轍加轍、皮の用だ文轍印]

“Nuzi” 1, 2 Starr R.F. 1937

“Joint Expedition with the Iraq Museum at Nuzi” 1-6
Chiera E., Lacheman. E.R 1927-1939

“Harvard Semitic Series” 1-8 Chiera E., Pfeiffer R. H.,

Meek T. J., Lacheman. F.R 1928-1962

“Studies on the Civilization and Culture of Nuzi and Hurrian” vol. 1, 2-, Edited by Owen. D. I and Morrison.

M.A. 1981, 1987

[ヌジの轍印]

Al-Khalesi. Y.M. “Tell Al-Fakhar (Kurruhanni). A

Dimtu-settlement Excavation Report” Assur 1977.

Berkooz. M. “The Nuzi Dialect of Akkadian” LSA 23,

1937,

Cassin. E.M. “L’adoption à Nuzi” 1938.

“Anthroponymie et anthropologie de Nuzi” 1977.

Chiera E. “A Legal Document from Nuzi” AJSL 47 1930-31.

“Habiru and Hebrews” AJSL 2 1933

Chiera E. & Speiser. F.A. “A New Factor in the History of the Ancient Near East” AASOR 6 1924-25.
“Selected Kiriukuk Document” JAOS 47 1927.

Contenau. G. “Les Tablettes de Kerkouk et les origines de la civilisation assyrienne” Babylonica 9, 1926.

Cross, D. “Movable Property in the Nuzi Document” AOS 10, 1937.

David, M. “Die Adoption im altbabylonischen Recht” Leipzig, 1927.

Diakonoff, I.M. “Ancient Mesopotamia: Socio-Economic

- History" A Collection of Essays by Soviet Scholars 1969.
- "Socio-Economic Classes in Babylonia and the Babylonia Concept of Social Stratification" RAI, 29, 1970.
- "The Rural Community in the Ancient Near East" JESHO, 18, 1975.
- Driver, G.R. & Miles, J.C. "Laws of Hammurabi".
- Dosch, G. "Non-Slave Labor in Nuzi" AOS, 68, 1987.
- Eichler, B.I. "Indenture at Nuzi" 1973.
- "Another Look at the Nuzi Sisterhood Contracts" Essays of the Ancient Near East in Memory of J.J. Finkelstein, 1977.
- Friedman, A.H. "Economic Geography and Administration at Nuzi" Ph. D, 1982.
- "Nuzi Times" Micro Fiche, 1983.
- "Toward a Relative Chronology at Nuzi" SCCNB vol. 2, 1987.
- Gadd, C.J. "Tablets from Kirkuk" RA, 23, 1926.
- Gelb, I.J. "Hurrians and Subarians" 1944.
- "Approaches to the Study of Ancient Society" JAOS, 87, 1967.
- "From Freedom to Slavery" RAI, 29, 1970.
- Gelb, I.J., Purves, M.P. & Macrae, A.A. "Nuzi Personal Names" 1943.
- Gordon, C.H. "Fifteen Nuzi Tablets Relation to Woman" 1935, Le Museon 18,
- "Nuzi Tablets Relating to Women" AnOr, 12, 1935.
- "The Status of Woman Reflected in the Nuzi Tablets" ZA, 43, 1936.
- Greengus, S. "Sister Adoption at Nuzi and Wife Sister in Genesis" HUCA, 1975.
- Jankowska, N.B. "Legumens from Arrapha in Collections of the U.S.S.R." 1951.
- (1) "Communal Self-Government and the King of the State of Arrapha" JESHO, 12, 1969.
 - (2) "Extended Family Commune and Civil Self Government in Arrapha in the 15-14 BC" Ancient Mesopotamia 1969.
- Jean, C.F. "Les DUB-BI MA-RU-TI de Nuzi" JA, 214 1929.
- Kendall, T. "Warfare and Military Matters in the Nuzi Tablets" PH. D, 1974.
- Koschaker, P. "Neue keilschriftliche Rechtsurkunden aus der El-Amarna Zeit" ASAW 39, 1928.
- "Drei Rechtsurkunden aus Arrapha" ZA, 1944.
- Lacheman, E.R. "Real Estate Adoption by Women in the Tablets from Nuzi" AOAT, 1973.
- Leemans, W.F. "The Role of Landlease in Mesopotamia

- in the Early Second Millennium BC” JESHO, 1975.
- “The Pattern of Settlement in the Babylonian Country-side” Honor of I.M. Diakonoff, 1982.
- Lewy, H. “The Ahhutu Documents from Nuzi” Or, 9, 1940.
- “The Nuzian Feudal System” Or, 11, 1942.
- “A Propos of Nuzi Real Property” JNES, 6, 1947.
- “The Titemnunu Texts from Nuzi” Or, 1u, 1941
- Lyon, D.G. “The Joint Expedition of Harvard University and the Baghdad School at Yorgahn Tepe near Kirkuk” ASOR, 30. 1928.
- MacAdams, R. “Property Rights and Functional in Tenure in Mesopotamian Rural Communities” Honor of Diakonoff, 1982.
- Maidman, M.A. “A Socio-Economic Analysis of a Nuzi Family Archive” PH. D, 1976.
- “The Tehiptila Family of Nuzi: A Genealogical Reconstruction” JCS, 28-3, 1976.
- “A Nuzi Private Archive” Assur, 1969.
- Mendelsohn, I. “The Conditional Sale into Slavery of Free Born Daughters in Nuzi and the Law of Ex, 21 7-11” JAOS, 55, 1935.
- Morrison, M. “The Family of Silwa Tesup Mar Sarri” JCS, 31, 1979.
- 大林太政、櫻庭正義著『兩國の軒轅と殷鑑』、講談社「叢書」
- Oppenheim, A.L. “An Operational Device in Mesopotamian Bureaucracy” JNES, 18, 1959.
- Owen, D.I. “The loan Documents from Nuzi” Ph. D, 1969.
- Paradise, J.S. “Marriage Contracts of Free Persons at Nuzi” JCS, 1987.
- Pfeiffer, R.H. & Speiser, E.A. “100 New Selected Nuzi Texts” AASOR, 16, 1935.
- Pfeiffer, R.H. “Yorgan Tepe: Preliminary Report of the Excavation during 1928-29” BASOR, 1929.
- “The Excavation at Nuzi: Preliminary Report of the Nuzi, 4th Campaign” AASOR, 42, 1932.
- “Nuzi and Hurrians: The Excavations at Nuzi and their Contribution to our Knowledge of the History of Hurrians” Smithsonian Institution Report, 1936.
- Postgate, J.N. “Ilku and Land Tenure in the Middle Assyrian Kingdom” Honor of Diakonoff, 1982.
- Powell, M. “Labor in the Ancient Near East” AOS, 68, 1987.
- Purves, P.M. “The Early Scribes of Nuzi” AJSL, 57, 1940.
- “Additional Remarks on Nuzi Real Property” JNES, 6, 1947.
- “Commentary on Nuzi Real Property in the Light of Recent studies” JNES, 4, 1945.

- Reviv, H. "Urban Representative Institutions and Self Government in Syria-Palestine in the 2nd Half of the 2nd Millennium BC" JESHO, 1969.
- Roux, G. "Ancient Iraq" 1983 (2nd ed).
- Saarisalo, A. "New Kirkuk Documents Relating to Slaves" SO, 1934.
- Skaist, A. "The Authority of the Brother at Arrapha and Nuzi" JAOS, 89, 1969.
- Speiser, F.A. "Ethnic Movement in the Near East" AASOR, 13, 1932.
- "Southern Kurdistan" AASOR, 8, 1926-27.
- "New Kirkuk Documents Relating to Family Laws" AASOR, 10, 1929-29.
- "A Letter of Saushatar and the Kirkuk Tablets" JAOS, 49, 1929.
- "New Kirkuk Documents Relating to Security Transactions" JAOS, 52, 1933.
- "Notes to Recently Published Nuzi Texts" JAOS, 55, 1938. "Studies in Hurrian Grammar" JAOS, 56, 1936.
- "Introduction to Hurrian" AASOR, 20, 1941.
- Steele, F.R. "Nuzi Real Estate Transactions" AOS, 17, 1943.
- Thureau, D. "Aram Naharaim" ANOR, 26, 1948.
- Weeks, N.K. "The Real Estate Interests of a Nuzi Family" PH. D, 1972.

Zaccaglini, C. "The Rural Landscape of the Land of Arrapha", 1979.